

鈴木委員提出資料

内閣府 消費者委員会
特定商取引法専門調査会 御中
消費者庁 取引対策課 御中
経済産業省 消費経済企画室 御中

平成 27 年 12 月 21 日
(一社) 全日本冠婚葬祭互助協会

特定商取引法専門調査会報告書（案）に対する意見

1. 勧誘に関する規制について

- (1) 勧誘に関する規制の取りまとめにつきましては、平成 27 年 8 月に発表された中間整理において、今後の検討について、「勧誘に関する行為規制の強化の要否も含め対応の方向性については、必ずしも委員間で、立法による対応の必要性も含めて共通認識が形成されるに至っていない。」「訪問販売及び電話勧誘販売における消費者トラブルの実態について精緻な分析及びこれまでの法規制の効果の検証を行った上で、立法による対応の必要性についての認識が共有されれば」と記載されているように、立法事実の認識が共有され、事業者と消費者の認識の一致が確認できた取組のみを記載するべきと考えます。
- (2) さらに、第 17 回専門調査会に提出された特定商取引法専門調査会報告書（案）（以下「報告書案」という。）の 1. 勧誘に関する規制についての文中において、特定商取引に関する法律第 3 条の 2 等の運用方針の解釈の見直しの必要性について、委員間で共通認識が形成されるには至らなかった。これらの点については、将来において必要が生じた場合には、検討を行うことが期待される。」とあるが、上記（1）にあるように、事業者と消費者の間で共通認識がないという事実がある以上、「これらの点については、将来において必要が生じた場合には、検討を行うことが期待される。」の記述は削除すべきと考えます。
- (3) 報告書案にある「中間整理に関する集中的な意見受付に寄せられた意見等（勧誘規制に関する規制の論点に係る意見が賛成 545 件、反対 39,428 件であったことも含む）も十分踏まえることが必要である。」との記述は、明らかに意見に大差がついているという事実であり、極めて重要なことであるので取りまとめに反映すべきと考えます。
- (4) 第 15 回専門調査会で審議では、新たな規制の導入や勧誘の解釈拡大について検討が行われたと聞いておりますが、一方的な過剰な規制の導入については強く反対します。特定商取引法第 3 条の 2 「契約の締結を拒絶す

る意思の表示」の表示の解釈の拡大には反対します。「お金がない」「今忙しい」「家族に相談したい」を拒絶の意思表示に加えるといった審議がされていますが、「お金がない」はお金ができたら、「今忙しい」は忙しくない状況になったら、「家族に相談したい」は家族に相談した結果了解される可能性が高いこと等のように、その後、状況の変化により、勧誘を受けてもよい状況が想定されることから、現在の解釈を維持することを強く要望します。

2. アポイントメント・セールスに関する論点について

報告書案の2. 個別取引分野に関する事項の(1) 訪問販売に関する事項において、「アポイントメント・セールスにおける来訪要請手段の政令指定の追加を行うべきである」については、立法事実について十分に検証が行われていない中で、対象拡大、新たな義務を課した場合には、事業者は実務上大きな混乱が生じることが想定されますので反対します。冠婚葬祭互助会業界では、①ウェディングドレスのファッションショー、展示会、試着会、撮影会、②葬祭展示会、講演会付きの見学会、③成人式振袖フェア、④各種セミナー（例、宗教者の講演会等）のイベントを開催してお客様にご来店いただき、関心のあるお客様と商談を行うという営業活動を長年にわたり行っております。このような営業活動は、冠婚葬祭に普段触れる事が少ないお客様から大きな支持を得ており、広く一般に定着したものであります。規制対象を拡大し、これまで規制の対象となっていなかった取引についても対象とすることは、いたずらに事業者に混乱を招き、取引を萎縮させることとなりますので、取りまとめに当たっては、特商法で規制すべき範囲や、これまで適用対象とされてきたものの整理など、引き続き慎重な検討が必要と考えます。

3. 自主規制の強化について

第15回専門調査会の審議では、訪問販売・電話勧誘販売の勧誘行為に関する対応の一つとして、自主規制の強化が挙げられましたが、その対応や成果を業界に制度として求めるのであれば、過度な負担を課することになるので、強く反対します。例えば、当協会では、外務員の教育には厳格な自主ルールを研修と試験制度によって厳格に定めて対応しております。併せて、冠婚葬祭互助会倫理憲章、互助会契約の募集に関する具体的行動規範、互助会募集に関するガイドライン作成など、加入者が安心、安全に互助会を利用して頂くための仕組み作りを追求して参りました。特に近年は苦情撲滅のためのキャンペーンを実施し、苦情削減に努めてきています。このように自主規制の取り組みの目標や成果の検証は、外部から評価されるべきではなく、各業界

の独自性を尊重すべきであり、一律規制や外部評価の規制を行うことには反対です。

取りまとめには、このような点に配慮して頂き、正当な活動を行う事業者に対して過度な規制、制約を課すことがないように強く求めます。